

# 退職後の健康保険について

マツダ健康保険組合

退職後の健康保険について、マツダ健康保険組合(以下、マツダ健保という)に係る手続きをご案内いたします。

## 記

### 1. 退職後直ちに再就職される方(退職後継続再雇用含む)

退職日の翌日から再就職される方は、入社日から健康保険に加入できるかどうかを再就職先にご確認ください。加入できない場合、以下の手続きをご検討ください。

### 2. ご家族の健康保険に被扶養者として加入される方

被扶養者として認定されるかどうかはご家族が加入されている健康保険の保険者が審査しますので予めそちらにご確認ください。

### 3. 国民健康保険に加入される方

住民登録の市区町村で加入手続きを行って頂くこととなりますが、その際、マツダ健保発行の資格喪失証明書が必要となります。「健康保険関係証明申請書」(HP 申請書類一覧より印刷)に必要事項をご記入のうえマツダ健保にご提出ください。申請書は退職日の10営業日前から受け付けていますが、証明書の発行は事業所からの資格喪失届(退職日から約2週間かかります)をマツダ健保が受領してからになります。  
※国民健康保険税額その他手続き上のご不明点等ございましたら市区町村にお問合せください。

### 4. マツダ健保に任意継続加入される方

◇任意継続健康保険の概要は、HP:Home>健康保険制度情報>任意継続被保険者制度をご確認ください。

- ① 下表の受付期間内に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 兼 被扶養者届」(HP 申請書類一覧より印刷)に必要書類(申請書裏面参照)を添えて、社内便または郵送にて提出してください。  
※窓口受付は行っておりません。

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 加入手続き受付期間 | 退職日の10営業日前 ~ 退職日翌日から20日以内(必着)                   |
| 申請書送付先    | 〒734-0064 広島市南区小磯町1番1号 マツダ健康保険組合 (社内便ポスト番号:D55) |

- ② 申請書類を受理し、事業所からの資格喪失届を受領後に、初回(加入月)保険料の「納付書」を送付いたしますので、納付書に記載の期限までにお振込みください。納付期限までに納付されなかった場合は、申請が成立しなかったものとします。  
※マツダ健保の窓口での現金の取扱いはいたしませんのでご了承ください。
- ③ 入金確認ができましたら申請手続き完了とし、「資格情報のおしらせ」を交付いたします。(退職日以降)

以上